

赤穂市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤穂市（以下「市」という。）が行う実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、次条に定める学生等に実践的な就業体験の機会を与えることにより、当該学生等の職業意識の向上及び市政への理解の促進を図るとともに、市行政の仕事の魅力を積極的に発信することを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生若しくは生徒（以下「学生等」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

(受入申込み及び決定)

第3条 在籍する学生等をインターンシップにより実習させようとする大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、赤穂市インターンシップ受入申込書（様式第1号）及び該当する学生等の赤穂市インターンシップ実習生調書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、受入れの可否を決定し、赤穂市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間及び実習生受入人数)

第4条 前条第2項の規定により受入れを決定した学生等（以下「実習生」という。）の実習期間及び受入人数は、当該実習生を受け入れる部署（以下「受入部署」という。）の状況により市長が決定する。

(実習時間)

第5条 実習生が実習を行う時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、実習時間を変更することができる。なお、正午から午後1時までの時間は休憩とする。

(経費の負担)

第6条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(誓約)

第7条 実習生は、誓約書（様式第4号）を事前に大学等の代表者を通じて市長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務を負うものとする。
(協定の締結)

第8条 市長及び大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い赤穂市インターンシップに関する協定書(様式第5号)を作成し、協定を締結するものとする。
(服務等)

第9条 実習生は、学生等の身分を保有し、市は、実習生に対して、市の職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等並びに受入部署の所属長及び実習生の指導監督等を担当する職員(以下「指導者」という。)の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、市の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに指導者にその旨を連絡するものとする。

6 実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第10条 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(指導者、実習計画書)

第11条 受入部署の所属長は、指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等を赤穂市インターンシップ実習計画書(様式第6号)に定めるものとする。

3 指導者は、大学等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が、第9条又は第10条に規定する服務又は守秘義務に従わないとき。

(2) 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 第1条に規定する実習の目的を達成することその他実習を継続することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止するときは、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第13条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等の代表者及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 市は、実習生が第三者に与えた損害等に関して一切の責任を負わない。

4 大学等の代表者及び実習生は、実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(報告)

第14条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに赤穂市インターンシップ体験報告書(様式第7号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

赤穂市インターンシップ実習生調書

年 月 日

ふりがな 氏 名					写 真 (縦40～45mm× 横30～35mm)
生年月日	年	月	日	(歳) ※年齢は本年4/1時点	
学校名等	学校名		学部名		
	学科・コース名		専攻名	学年	
大学等での学習・研究内容					
現住所	〒 -				
電 話			E-mail		
実習中の居 所	〒 -				
電 話					
元 号 ・ 年	月	学 歴 (高等学校入学以降を記入してください。)			
障 が い 状 ※ 障 害 者 手 帳 の 交 付 を 受 け て いる 場 合	手帳の種類（該当する手帳の種類に○をしてください。）				
	身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳				
	障 が い 名	級 別	交 付 機 関 名	交 付 年 月 日	交 付 番 号
	職場で配慮が必要な事項等がありましたら記入してください。				
赤穂市インターンシップを希望する理由、インターンシップで学びたいことなど					

赤穂市インターンシップ受入可否決定通知書

様

赤穂市長



年 月 日付け で申込みのあったインターンシップの受入れについては、赤穂市インターンシップ実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり受入れの可否を決定したので通知します。

記

- 1 学生等氏名
- 2 受入れの可否 可 ・ 否
(否の場合、その理由)
- 3 受入内容
 - (1) 受入部署
 - (2) 実習期間
 - (3) 実習内容
- 4 事務手続

年 月 日までに下記の書類を提出してください。

- (1) 誓約書 1部
- (2) 赤穂市インターンシップに関する協定書 2部
- (3) 傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し 1部
- (4) 学生証の写し 1部

※ (1) 及び (2) の書式は、赤穂市ホームページからダウンロードできます。

様式第4号（第7条関係）

誓 約 書

赤穂市長 あて

私は、貴市において、インターンシップを受けるに当たり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、実習に専念し、法令（貴市の条例、規則等を含む。）及び赤穂市インターンシップ実施要綱に従い、かつ、貴市職員の指揮及び監督に従います。
- 2 実習期間中は、貴市の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。
- 3 実習で知り得た秘密を、実習期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしません。
- 4 市民に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。
- 5 体調不良等でやむを得ず実習を欠席するときは、実習開始時刻前に受入部署に連絡します。
- 6 実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
- 7 実習中における事故に関しては、自らの責任において対応します。
- 8 故意又は過失により貴市に損害を与えたときは、貴市に対しその損害を賠償します。
- 9 第三者に与えた損害等により、貴市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により貴市が被った損害の補填を行います。

年 月 日

インターンシップ実習生

学 校 名

実習生住所

氏名（自署）

赤穂市インターンシップに関する協定書

赤穂市（以下「甲」という。）と_____（学校名）_____（以下「乙」という。）との間において、赤穂市インターンシップ実施要綱第8条の規定により、下記のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 インターンシップは、赤穂市インターンシップ実施要綱に基づき実施する。

（役割）

第2条 甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び赤穂市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙の学生等を実習生として受け入れるものとする。

2 乙は、実習生に対し、本協定書に定める事項を周知するとともに、実習を円滑に進めるために必要な指導等を行う義務がある。

3 甲及び乙は、実習の実施に当たり連携及び協力を行う。

（実習期間）

第3条 実習生が実習を行う期間は、甲が指定する。

（実習時間）

第4条 実習期間における1日の実習時間は、原則として午前9時から午後4時までとし、実習時間の途中に1時間の休憩時間を置くものとする。

（実習内容）

第5条 実習内容は、甲が作成したカリキュラムとする。

（実習生の身分）

第6条 実習生は、乙の学生等としての身分を有する。

（報酬及び費用弁償）

第7条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第8条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（法令遵守義務）

第9条 実習生は、実習期間中は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第10条 実習生は、甲の職務の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第11条 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

2 実習生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても甲の指示によること

とする。

(2) 実習生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(実習中における事故の責任等)

第12条 乙は、実習期間中の事故等に備えて、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、乙及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 甲は、実習生が第三者に与えた損害等に関して一切の責任を負わない。

5 乙及び実習生は、実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第13条 実習生は、前5条の規定を遵守するため、甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第14条 甲は、実習生が前6条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

(実習生に係る個人情報保護)

第15条 甲は、実習に際して知り得た実習生の個人情報を、本人の同意なく、第三者に開示し、提供し、又は漏洩してはならない。また、実習生の個人情報を本人の同意なく、インターンシップ以外の目的には使用してはならない。

(協議)

第16条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印

様式第6号（第11条関係）

赤穂市インターンシップ実習計画書

年 月 日

実 習 生 (学校名・学年・氏名)	
受 入 部 署	
実 習 期 間	
指 導 者 (所属・職名・氏名)	
実 習 概 要	
実 習 内 容 詳 細	
月 日 ()	実 習 内 容

赤穂市インターンシップ体験報告書

提出日： 年 月 日

学 校 ・ 学 部 学 科 名		学 年	
氏 名			
受 入 部 署			
受入部署指導者氏名			
実 習 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
実 習 内 容			
以下の質問について、該当する番号に○を付けてください。			
A インターンシップの経験はどのようなものでしたか。			
1 とても良い経験だった 2 良い経験だった 3 それほどでもなかった			
B インターンシップの実施時期は適切でしたか。			
1 適切だった 2 適切ではなかった ⇒ () 月頃なら良かった			
C インターンシップの期間は適切でしたか。			
1 長い 2 ちょうど良い 3 短い			
D インターンシップに参加して、市役所の仕事への関心は高まりましたか。			
1 とても高まった 2 高まった 3 あまり変わらなかった			
E あなたは、将来、赤穂市の職員として仕事をしてみたいと思いますか。			
1 思う 2 思わない 3 分からない			
感想・意見要望など (自由記述欄)			